

※本書の印刷・発行後の平成25年6月5日に成立した、いわゆる「消費税の転嫁対策特別措置法」に関する解説を追録いたします。(156頁 IV中間申告制度 4の後)

## 5 旧規則22条1項の経過措置の復活

転嫁対策法の成立により、平成25年10月1日から平成29年3月31日までの期間に限り、いわゆる「外税表示」が時限的に認められることになりました。

ただし、消費者に対する表示価格が税込価格であると誤認されないようにすることが外税表示の条件とされていますので、店内に値札が税抜価格である旨を記載した張り紙をするなどの工夫が必要になるものと思われます(転嫁対策法10①、附則2①)。

これに伴い、外税決済により代金の受領をする事業者は、総額表示をしているか否かにかかわらず、平成26年4月1日以後の取引について、課税標準額に対する消費税額の特例計算(旧消費税法施行規則22条1項)を適用することができることとなりました(改消規(平25年)附則2④～⑤)。

消費税法旧施行規則22条1項の特例計算は、総額表示義務の創設に伴い、レジシステム等の変更が間に合わないなどの事情を考慮して、平成19年3月31日までの期限付きで認められていたものですが、要はこの特例計算(経過措置C)を復活させるということです。

なお、経過措置Aと経過措置Bは従来より引き続き認められているものであり、これらの経過措置の内容については何ら改正はありません。

## □ 旧規則22条1項の特例とは？

旧規則22条1項の特例とはどんなものでしたでしょうか？

税抜単価が150円の商品を1,000人の顧客に1個ずつ販売したケースを例にとりて考えてみましょう。

- ① まず、1人の顧客から領収する金額は、本体価格150円と5%の消費税等の合計額であり、1円未満の端数を切り捨てにすると領収金額は157円となります。

$$150円 + 150円 \times 5\% = 157円50銭 \rightarrow 157円$$

これを1,000人に販売するわけですから、税込みの売上合計は157,000円となります。

- ② この取引について、原則どおりに消費税を計算した場合、課税標準額に対する消費税額は5,960円となります。

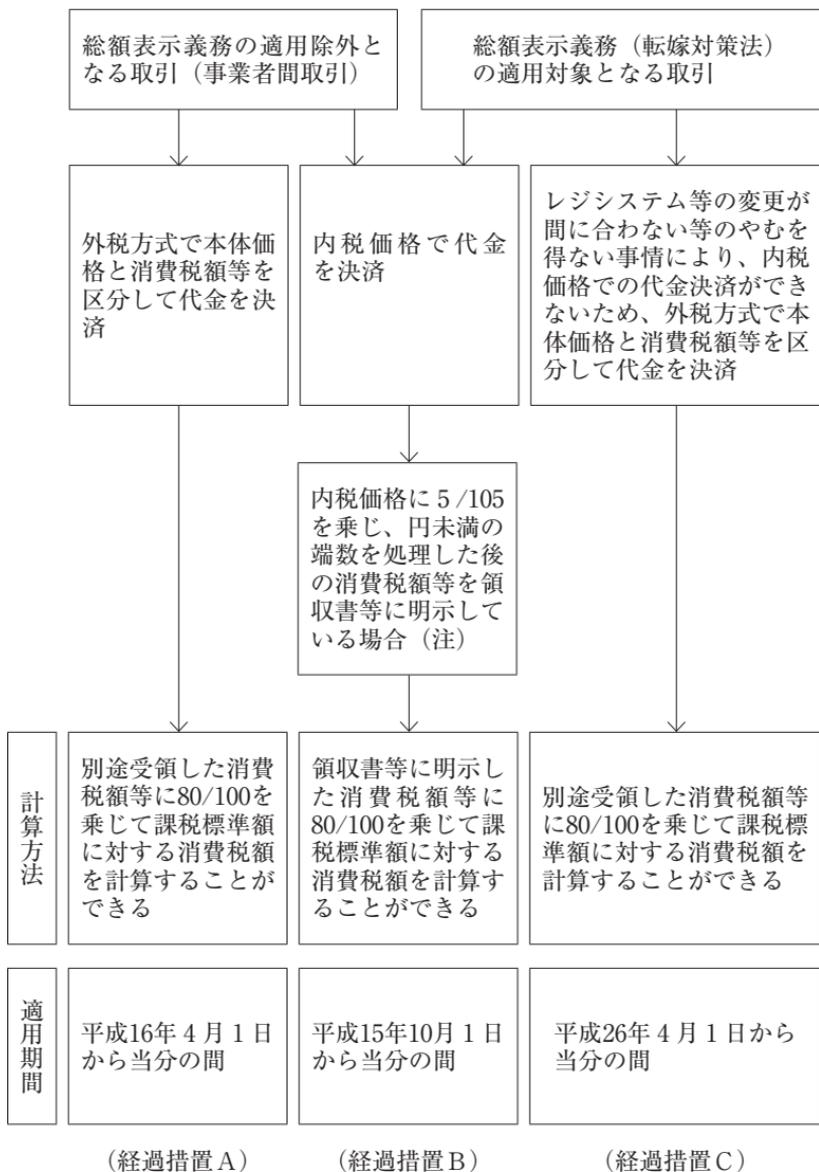
$$157,000円 \times 100 / 105 = 149,523円 \rightarrow 149,000円$$

$$149,000円 \times 4\% = 5,960円$$

- ③ ところが、顧客から預った5%の消費税等の合計額7,000円のうち、4%の国税分は5,600円しかありません。

$$7,000円 \times 80 / 100 = 5,600円$$

つまり、原則どおりに計算した場合には、実際には5,600円の消費税しか預っていないのに、納税額は5,960円を基に計算しなければならないという矛盾が生ずることとなりますので、この矛盾点を解消するために設けられたのが、旧規則22条の特例計算です。



(注) 「税抜価格」と「税抜価格×5%」との合計額に5/105を乗じて「経過措置B」を適用することはできませんが、この場合には「経過措置A」あるいは「経過措置C」を適用することができます。

なお、「経過措置B」が適用できるのは、次のような領収書で代金決済をするような場合です。

(税込価格157円、税抜価格150円の商品を販売した場合)

領収書	
(品名) ○○	157円
(内消費税)	7円

※「経過措置B」は、従来の外税方式から内税価格での代金決済に移行した事業者と、引き続き外税方式で代金決済をする事業者との課税上のバランスをとるための時限措置であるものと考えられます。

$157円 \times 5 / 105 \approx 7.476 \dots 円$